

○奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

平成26年8月27日議会告示第11号

改正

平成31年3月29日議会告示第4号

奈良市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づく収支報告書等（条例第7条第2項に規定する「収支報告書等」をいう。以下同じ。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧開始日)

第2条 収支報告書等の閲覧は、これらを提出すべき期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日（ただし、その日が奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から供するものとする。

(閲覧場所及び時間)

第3条 閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、市の休日とする。

(閲覧の手続)

第5条 収支報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、議会事務局の受付において、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、第3条第1項に定める閲覧場所で閲覧することができる。

(収支報告書等の写しの交付)

第6条 議長は、収支報告書等の写しを交付することができる。

2 収支報告書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 収支報告書等の写しの交付に要する費用は、片面1枚につき10円とし、写しの交付部数は、1人につき1部とする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 収支報告書等は、指定の場所以外に持ち出さないこと。

(2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないこと。

(3) 閲覧時間を守ること。

(4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になるような行為を行わないこと。

(5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合には、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年8月27日から施行し、同月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている平成25年4月から7月までの分に係る政務活動費の収支報告書等及び平成25年8月から平成26年3月までの分に係る政務活動費の収支報告書等については、第2条の規定にかかわらず、この告示の施行の日から閲覧に供するものとする。

附 則 (平成31年3月29日議会告示第4号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

